

令和2年度第1回 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年10月5日(月)12時51分～13時52分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

三井部会長、井上部会長代理、車元委員

【労働者代表委員】

阿久根委員、佐崎委員、前田委員

【使用者代表委員】

有馬委員、石井委員、中本委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
小松専門監督官、福丸専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

ただ今から第1回広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会を開催致します。なお、これよりは当専門部会名を略して船舶製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、全9名の委員に御出席頂いております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきまして、去る9月18日から29日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料 1 に本船舶製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。それでは、次に労働基準部長の巻幡より、御挨拶を申し上げます。

○巻幡労働基準部長

広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、広島県船舶製造業最低賃金専門部会の委員にご就任頂き、また、本日の第1回専門部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

特定最低賃金は県の最低賃金と異なり、関係労使のイニシアティブにより設定することが基本となっております。

この船舶製造業最低賃金は、現在、時間額 956 円でございますが、今年度、事業の公正競争を確保するとの観点から申出を頂いておりまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をすることとなったところでございます。

日程調整につきましても、皆様方に大変ご無理を申し上げているところでございますが、年内発効という目標もございますので、ご理解、ご協力頂きますとともに審議につきましてもよろしくお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○吉川賃金室長補佐

それでは、ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御了知おきください。

議事(1) 部会長、部会長代理の選出についてへ移らせて頂きます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

御報告申し上げます。船舶製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井正信委員、部会長代理候補として井上道委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に三井委員、部会長代理に井上委員を御承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○三井部会長

只今、部会長に選出頂きました三井でございます。コロナ禍の厳しい状況を踏まえ、出来る限り公正な最低賃金決定を目指して、心がけて参りたいと思っておりますので、皆様、スムーズな審議にご協力頂きますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが第1回専門部会の議事(2)広島県船舶製造業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思っております。まず、事務局から説明をお願い致します。

坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意致しました。また、別冊資料につきましては、本船舶製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というふうに略して申し上げたいと思っております。

次に審議に当たりまして、ご留意頂きたい事項について、御説明致します。

一つ目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、特定(産業別)最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思っておりますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるも

のであり、最低賃金法第 15 条第 1 項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースと致しまして、労働協約ケースと公正競争ケースの 2 種類がございますが、本船舶製造業最低賃金につきましては、机上に配布致しました令和 2 年度特定最低賃金の改正申出状況のとおり、公正競争ケースの要件を以って、改正申し出がなされています。審議にあたりましては、この点にご留意頂ければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年 8 月 21 日の第 530 回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料 2、通し番号の 2 ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会で了承されました事項について、御説明致します。共通資料 4、通し番号の 5 ページ、令和 2 年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針と致しまして、記の 2 に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。また、共通資料 5 - 2、通し番号の 13 ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされており。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の 25 ページ、令和元年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の右から 3 列目に船舶製造業がございます。昨年、令和元年度におきましては、計 3 回の専門部会を開催し、引上げ額 22 円、時間額 956 円の答申を頂いております。

本年度のスケジュールを申し上げますと、10 月 30 日金曜日の午後 1 時から第 532 回本審を開催予定としております。特定最賃の年内発効をするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の 26 ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させて頂いております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させて頂き、御了解頂きたいと思っております。

よろしく、お願い申し上げます。私からは、以上でございます。

○狭間賃金室長

それでは、続いて広島県船舶製造業最低賃金に関わります各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして私から御説明致します。

まず、別冊資料 2、通し番号の 2 ページでございます。これは現行の広島県船舶製造業最低賃金の内容で、令和元年 12 月 31 日の発効でございます。特定最低賃金に該当する業種につきまして、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的

にどのような業種が該当するのかということを示した分類表を 3 ページ以降にお付けさせていただきます。

続きまして、別冊資料 3、通し番号の 8 ページ、こちらは令和 2 年度の全国の船舶製造業関係の最低賃金一覧表でございます。左の欄に都道府県名が書いてございますけれど、こちらの都道府県において船舶製造業の特定最賃が設定されているということでございます。

その次の 9 ページ以降が別冊資料 4、船舶製造業の最低賃金に関する実態調査の概要でございます。本年 5 月から 7 月にかけて通信調査を実施して取りまとめたものでございます。製造業につきましては 1 人から 99 人規模の事業場、小売りにつきましては 1 人から 29 人規模の事業場を対象とした抽出調査となっております。

規模、地域、業種別の母集団から無作為抽出しました抽出調査でありますので、全数調査ではございません。よって、補正、復元をしております。なお、この調査にあたりましては、対象月を令和 2 年 6 月分の賃金としております。

別冊資料 4 の 2、通し番号 14 ページでございます。最低賃金実態調査における分位偏差をご覧ください。一番下の欄に各年毎の船舶製造業の最低賃金額を示しております。各規模別の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べまして、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そして 2 分の 1 に当たる数値を示しております。

続いて 15 ページをご覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフでございます。横軸が 10 円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数を棒グラフで表示しております。右縦軸が折れ線の人数の累計を示しております。その次の 16 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

17 ページが造船業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

19 ページが事業所規模別の未満率でございます。未満率と申しますのは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 956 円を下回っている労働者の比率を示しております。

20 ページでございますが、こちらが最低賃金引上げ試算表となっております。最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率を 1 円単位で変化を示した表となります。

最後になりますが、21 ページが過去 15 年間の広島県船舶製造業最低賃金の引き上げ額と未満率、影響率の一覧表でございます。以上でございます。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。只今、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(発言なし)

○三井部会長

よろしゅうございますでしょうか。

はい、それではこれより審議に入りますけれども、今後の審議は、公開することで個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とさせていただきます。

本日は傍聴者がおられませんけれども、ここからは非公開とすることを宣言させていただきます。

【以下非公開】

(了)